

令和7年5月14日

お客様各位

愛媛総合警備保障株式会社

警備業務に伴うサングラス着用について（お知らせ）

平素より弊社の警備サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、当社では警備員の紫外線による目の健康被害を軽減し、視認性確保による安全性の向上を目的として、必要に応じてサングラスの着用を認めることといたしました。

1 導入日

令和7年5月14日（水）より

2 サングラスの規格及び仕様

警備員として品位を損なわないよう、奇抜なデザインやファッション性重視のものは着用いたしません。

また、日本産業規格（JIS 規格）に準拠し、道路交通法の安全運転義務違反とならない視感透過率のものを着用いたします。

サングラス着用により、警備員の表情や視線が見えづらく感じられる場合があるとは存じますが、不信感や威圧感を与えないよう配慮するとともに、礼を失することのないよう努めてまいります。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上